

第二十六回国会 参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和三十三年三月三十一日(日曜日)午前
十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君
加瀬 完君

委員

伊能繁次郎君
小林 武治君
小柳 牧衛君
鈴木 万平君
館 哲二君
久保 等君
鈴木 壽君
中田 吉雄君
成瀬 幡治君
岸 良一君

国務大臣 田中伊三次君
政府委員 奥野 誠亮君
自治庁事務部長
事務局長 福永興一郎君
常任委員
会専門員

本日の会議に付した案件
○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(本多市郎君) これより、委員会を開きます。

本日は、地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案につきましては、すでに質疑の段階に入っておりますので、前回の審

査に引き続き、これより質疑を行います。質疑のおありの方は、順次発言を願います。

○伊能繁次郎君 大臣にお伺いしたいのでありますが、軽油引取税について、本税の創設以来いろいろの問題があるわけですが、私どもは、本税創設の趣旨から見て、各方面、課税を避けたいという気持には、これは変りはないわけでありまして、少くともこの種税金については、課税の公正というのと同時に、課税をする業態に對する実質的な十分な検討、調査が伴わなければならない、かように考えて、前国会においても、軽油引取税については、いろいろな角度から論議が展開せられて、衆参両院、ことに参議院においては、明確な付帯決議がつけられたわけですが、その付帯決議のつけられた趣旨については、これは、前国会において公聴会その他開かれたわけでありまして、その際にも、揮発油税と軽油税との課税の均衡という問題が本税創設に對する大きな論点でありまして、その際には、課税の均衡は、妥當を得ておるといふ議論もありました。と同時に、著しく均衡を失しておるといふ議論、両論があったわけでありまして、その後、政府において、この点について、揮発油税、軽油引取税の間に、課税の均衡について、どういふ御調査がなされたか、と申しますと、これは、今回政府は、揮発油税と軽油引取税は、課税の均衡を得ておるといふ前提の下に、それぞれ五割増税という

案を立てられたと思うのですが、その均衡を得ておるといふ具体的な基礎をお伺いしたいということ。

もう一つは、軽油引取税自体の本税創設の基本にさかのぼって、いろいろな角度から論議はありましようが、ある一部のものに税金を課さない、あるものにだけに税金を課しているというところが、単にそのこと自体の不公平という事態を惹起しているばかりでなく、徴税上において、著しく政府自体が困りになっておられる。この事態は、本税実施後、今日においても、なおいろいろと、脱税であるとか、あるいは不当な油がいわゆるやみに流れるとかいふような事態も起つて、本税の課税上、大きな支障を生じておるわけですから、これらの点についての、軽油引取税に對する今後の、何と申しますか、徴税上の改善措置について、どうお考えになっておられるか。

この二点について、大臣のお考えをお伺いしたい。

○国務大臣(田中伊三次君) この揮発油税と軽油引取税との関係の実態につきまして、私自身が捕捉しかねておる点がありますから、今、部長から詳細に御説明申し上げます。

○政府委員(奥野誠亮君) 一つは、揮発油自動車と軽油自動車との間におきまして、均衡問題でございます。揮発油を使用する自動車の経費と軽油を使用する自動車との、自動車の経費につきましても、調べにつきましては、いろいろなものがございますが、確たる、確定

されたものはないわけでありまして、自治庁の方で昨年来調査をいたしまして、お示しいたしております調べがあるわけでございます。その調べによりますと、ガソリンを使用する場合と、軽油を使用する場合におきまして、人件費を除きました経費が、ガソリンの場合に、トラックなどでありまして八・一五割くらい、バスでありますと九・一五割くらいに当るといふふうな数字をお出しいたしましたわけでございます。もし今回、揮発油税あるいは地方道路税が引き上げられる場合、軽油自動車の使用いたします軽油引取税の税率を据置きまして場合には、これは、政府提案の増税の率によつておるわけでございますが、トラックの場合には、八・一五割であつたものが七・五・九割に引き下ります。バスの場合は、九・一五割であつたものが八・四・八割に引き下つてくるわけでありまして、これは当然のことであらうと思ひます。片方は税負担がふえますし、片方は税負担がふえないわけでありまして、当然に当初の政府案のように、軽油引取税を三・四割だけ引き上げるといふ案によりまして、トラックでは、八・一五割であつたものが七・八・二割になお下るわけでありまして、バスの場合には、九・一五割であつたものが八・七・四割になお下るわけでありまして、これもある意味において当然かも知れません。揮発油税の増税の幅が大きくて、軽油引取税の増税の幅が低いわけでありまして、

から、従前よりもなお、軽油を使用する自動車の経費の方が少なくなつてくることは当然であるかも知れません。しかしながら、とにかく揮発油税を引き上げる場合は、軽油引取税をある程度これと均衡をとつて上げて参りませんと、兩者の経費の差というものがなほはなほはなくなりまして、不均衡をきたすのではないかと、かように私たちがとしては考えておるわけでございます。

第二点は、軽油引取税においては、あるものは課税し、あるものは課税をしない。その間に多少問題があるわけでございますが、昨年、この税を創設するときに問題であつたわけでありまして、従ひまして、また今回、税率を引き上げるにつきましても、全面課税を引き上げるのではなく、かゝる意見が自由民主党の内部においてもいろいろあつたわけでございます。しかしながら、昨年非常に論議のありました、一部について課税をしない結果、混乱が起るのじゃないだろうか、こゝういふ問題につきましては、実施の経過を顧みて参りますと、案外順調にいつている、こゝういふふうに私たちが見ておるわけでございます。生時いろいろ言われたような、免税証の売買が行われるのではないかと、いふようないろいろな問題が、案外円滑に今のところいつているようでございます。従ひまして、積極的に全面課税をしなければ、軽油引取税の増税の幅が大きいものが、混乱するのだ、こゝういふことは、今のと

ころ考えなくつてもいいのじゃないだろうか、こう思つておる次第でございます。なお、今後の推移も見えていかなければなりませんし、私たちが、御懸念の点につきましては、十分注意をしておかなければならないと思うのでございまして、幸いにして円滑に進んでおると、かように考へておる次第でございます。

○伊能繁次郎君 私どもは、今、税務部長のお話になつた、ガソリン自動車と軽油自動車との比較、これについては、前国会においても、私は論議をいたしたと思いますが、その後何ら御研究がないということは、はなはだ遺憾で、きょうは、私もこまかい数字を持つて参りませんが、私は、その後いろいろな調査をした数字も持つております。ところが、こういうふうな、初めて税金をかけるときに、六千円というふうな、ドラスティックな大きな税金の創設をするというふうな際には、その推移について慎重なる御研究が当然願わねば、こう思うのですが、その後、ガソリン自動車と軽油自動車との各般の比較、御承知のように、軽油自動車とガソリン自動車では、価格の面においても四割程度の差がある。また、軽油自動車は、ドイツと日本において最も発達をしておるといふ関係から、政府としては、これが輸出その他各般の育成措置をとつておるといふような点、並びに修理上の各般の事情、また、修理に関する人件費等の面においても、ガソリン自動車と軽油自動車では格段の違いがある。それらの点について、地方自治体だけではなくして、政府として、一年間の実績に対してどういふ御研究、御調査がなされ

たかという点について、お伺いしたかつたのでありますが、遺憾ながら、それらの点については、周到なる御調査、またその結果についての御研究を聞くことができなかったのは残念であります。私自身、この問題については、いろいろ調べて研究しておる点もありませんので、後刻それらの点について、さらに対照をしてお伺いしたいと、かように考へております。

それからもう一つ、この機会に、大臣にお伺いしたいのであります。地方の各府県において、最近、中央政府の自動車行政といふか、自動車税に対する考え方が非常に安易な、税金を何でも自動車関係から取ればいいというふうな安易な考え方が各府県にびまんをいたしまして、いろいろな税金を創設しようとしておる。その最も典型的なものは、自動車取得税で、物品税のほか、自動車取得税がかつておる。いろいろな税金の二重課税といふものは、これは私も、常識的には、いかなる場合においても避けるべきものだ。ところが、最近では、各方面においてそういう税金がかかる、しかも、前大臣、前々大臣の時代においては、再建団体である府県についての税金の創設については、これは、再建団体の財政健全化の角度から、ある程度はやむを得ないが、しかし、そうでないものについては、政府として、これが認可の拒否については慎重に考慮しなければならぬという御答弁があつたのでありますが、最近では、どうも再建団体でなくとも、そういうような税金を各地で乱設をして、それを中央が認可する傾向にあるということは、まことに遺憾な次第で

あります。ことに、前国会において、私が非常に遺憾に思つて、これはいやな形ではありましたが、食いとめることができませんでした。長崎の自動車走行税であります。これは明かに、全部の道路が有料道路であるという前提のもとに税金を取るといふふうな、とてもないもので、自動車がかりに百キロ走つたなら、百キロ分の税金が取られる。これは、商売の営業用でも、個人の家用でも、走れば自動車走行税が取られる、たとへば、二百キロ走ればそれだけ税金が取られる。これでは、一体揮発油税等の道路負担金を出す、そういうものを出すという意味が全くないのです。どこの道路でも、走りさえすれば税金が取られる、世界中にそんなばかな税金はありません。こういうふうな税金が横行するようになるに至つては、私も、幸いにして、私も民間のものに限らずに、追つて、その税金は、取られる半額を寄付するといふことでこの事態は納まつたのですが、今後、かくのごときいかにけんた税金が各府県に乱設される、こういうふうなことになるのは、私はとんでもない話だと思ひますが、これらの地方における自動車関係諸税の乱設について、大臣はどういうお考えか、私はとくとこの際何つておきたい。

○國務大臣(田中伊三次君) これは、法定外普通税の新設の場合に、許可はどういう考え方で許可しているかという問題に歸するわけでございしますが、ことに、今お言葉のございました自動車関係の税といふものの扱いでございますが、その許可の際には、再建団体であります場合は、特に再建団体でも

あるしといふことで、これに対して認可をしていきたいといふような実情にあるわけでございます。しかし、再建団体でない場合におきましては、そういうこの種の税につきましては、できるだけ自制をさすといふことが方針であつたことは、間違ひはないのであります。何分にも法定外普通税の問題につきましては、その地方々々の自治体の自主性を極力尊重して、大へんな差しをわたりがたい限りは、これに対して承認を与えようという趣旨でやつて参つておるような事情でございまして、再建団体でないものに対しては、税を認めておるわけでありまして、こういうふうな事情があつたわけでありまして、今後の方針をいたしましては、何でもかんでも取りやすいからという意味で、自動車関係でそういう税を徴収をするというふうなことにございまして、自主性を尊重するとはいひながら、やはり一定の基準によりまして、その自治体の財政状況といふものをよく押さえた上で、これに対しては極力自制をしていくように指導をすべきものである、こういうふうな考え方でございまして、今、御意見をいただきまして、このことについては、従来の政府の許可のやり方につきましては、あるいは行き届かざる乱設のそしりがあるのではないかと、いふような点も、多少はそういう傾向があるいは見受けられるかもしれないが、この点につきましては、よく反省を加へまして、将来措置をして参りたいと思つております。

○伊能繁次郎君 どうも大臣の御答弁、非常に一般的で、私も、これらの問題に対して、明確な政府としての御方針を承へることのできないのは、非常に残念に存じておる次第であります。が、政府のそういう考え方が府県にびまんをして、ただいま私が申し上げたような事態が各地に起つたといふことは、私も、私どもとして非常に憂慮にたえない。御承知のように、自動車関係の税金もしくはこれに類似するものは、現在十一種類もあるんです。道路負担金であるとか、協力費であるとか、そういういたものを加へまして、それらはみな大衆に転嫁される。そうしてバス運賃が上つたり、電車運賃が上るといふようなことで、私も、これらの点については非常に遺憾だと、かように考へております。ことに、きょう議題となつております地方道路税につきましても、私も、政府の出された資料に徴しまして、本年度は、一月末ですでに四十五億が余分に徴税されている。そうすると、地方道路税において、一体今年度はどのくらい余分に徴税されているのか、その点をお調べがあつたらお伺いしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十一年度の収入見込六十九億二千三百万円に對しまして、四億四千万の自然増収がある見込でございます。六十九億二千三百万円と言ひましたが、五大市に對する地方道路税と税を落しておつたので、訂正させていただきます。その七十五億弱でございます。その七十五億弱に對しまして、四億四千万の自然増収が出る見込でございます。

○委員長(本多市郎君) ちよつと委員長から質問しますが、今のは、御質問のように、地方道路税ですか。地方道路税と税のことですか。

○政府委員(奥野誠亮君) さようでございます。

○伊能繁次郎君 ちよつとどうも、その数字が合わないのですが、政府全体の比率からいって、五十億以上予定税額よりは過重徴税がなされる、これは、来年度は、御承知のように、五百三億ということになっておりますが、本年度は三百億だ。そうすると、それに対して、一朝何分かの過重徴税がなされる。これは自然的な結果で、ガソリンが使われたがゆえにそう、政府がどうこう言うことではないのであります。私は、結果として、国税の方の面と、地方税の方の面とのバランスにおいては、十億近く余分に徴税されなければ、つじつまが合わないと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十一年度の地方道路譲与税の見込額の中には、二十九年度の揮発油譲与税の特別会計への繰入未済額十八億四角程度を含んでおりますから、揮発油税と地方道路税の税率の比率だけでは計算が出ないと思ふます。

○伊能繁次郎君 わかりました。なおまた、私は、さいぜん奥野税務部長がお話になりました、ガソリン自動車と軽油自動車との徴税上の税金が負担の公正を得ているかどうかという点についての御調査について、十分納得ができませんので、この点については、さらに私も資料を持って来て、一応質疑を重ねたいと思ふますが、ただいまのところでは、これをもって私の質問は終了します。

○委員長(本多市郎君) 御質疑の方は、順次御発言願います。

○成瀬精治君 これは資料なんです。が、遊興飲食税の客体別の税収、どのくらい税金を集めておるかというその見込と申しますか、あるいは欠損と申しますか、そういうものを資料があれば、いただいた資料の中どこかにあれば教えていただきたい。もしなければ、資料として御提出をお願いしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 衆議院に別刷りのさらに詳しいものをお出ししておたようであります。今聞きますと、参議院には出ておりませんので、間に合いますかどうか……、この委員会の継続中に御提出いたします。

○大沢雄一君 地方税の改正におきまする住民税の第二、第三課税方式に対する基準率設定に對する問題であります。同じ所得を持つてゐるものが、住んでゐる町村によりまして、その住民税が非常に異なるというよりなことは、まことに不合理でございまして、提案理由のように、課税方式の異なることによつて、大體負担に對して著しく異なるものという改正の趣旨には賛成するものでございませう。しかしながら、申すまでもなく、現在まで第二あるいは第三課税方式をとつておる市町村は、それ相應のやむを得ない財政上の理由によつてそうなつておることは、申すまでもないわけでありませう。

そこで、この課税方式を改訂して、基準率を設定するに當りまして、具体的な關係の市町村に對する影響を十分御調査になつておられますかどうか。調査になつておりますとすれば、それが具体的にどうなるかということ、をまずお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二課税方式の税率につきましては、課税總所得金額の七・五%以内で、市町村が任意にきめられるわけにございませう。その關係から、市町村相互間におきまして、非常に大きな幅がございませう。第一課税方式の場合であれば、得られるであろう額よりも二倍、三倍の増収を得て、同じような所得者を取りまして、はなはだしいところは三倍、四倍の開きさえ生じているようでございます。従ひまして、第二課税方式について、今回率提すべき率を法定したその通りに、市町村が条例を改正したとしますと、減収の生ずる幅というものも、市町村によつて非常に区々でございます。もとより、第二課税方式についてなされた率も率提すべき率でありますので、それに拘束されるといふわけではございませう。しかしながら、大體それに似通つたところにもつていつてもらはなければ困るわけでございますので、なるべくその率までもつていつてくれることを期待してゐるわけにございませう。

そういう意味においては、特に激減の団体につきましては、国におきまして、財源補てんを大幅にそれらの市町村については行なつていくというようなことにしなければならぬと思ひます。一樣ではございませぬので、私どもの方で調査いたしておりますが、非常に激しいところと、ほとんど變りがないところと、いろいろあるわけにございませう。ただ、その減収を全体として見積りました場合には、四十九億円程度になるだろう、かように推定いたしておるわけにございませう。

○大沢雄一君 概括的な説明をいたしましては、私もすでに承知をいたしておるわけにございませう。具体的な町村に對する影響につきましては、もし調べれば、その資料をいただきたいと思ひます。後刻でつけようであります。

全国町村会から配付されました資料によつてこれを見ますと、いと、減収の比率が、個人所得税割りにおきまして三割以上、三・一%余になつておるものがございます。もつともこれは、全市町村について調べたものではないようでございますが、多數の市町村について調べたものであります。その町村税に對する減収の比率は九・三%ですから、約一割。そういたしますと、町村財政からいいますと、非常なこれは影響であると思ふわけにございませう。これに對しまして、国からの財源補てん等を考へるとか、考へたとか、今お話がありました。どういふ財源補てんの方法をお考へになつていただいたか、その点をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二課税方式をとることによつて増収を得てゐる団体は、市町村間の負担の均衡を保持するために税率が法定された場合には、間接的にはその率を採用するようには強制されるだろうというふうに思ふのであります。そういう場合におきまして、一挙に税収が減少して参りますと、市町村としても運営に困つてしまふと思ひます。ことに地方交付税を計算いたしました場合の基準財政収入額は、第一課税方式をとつた場合に得られるであろう収入額を見ておるわけにございませうので、従前、第二課税方式によつて増収を得ておりました、これは一

種含み資産のようなものであつたらうと思ふのであります。従ひまして、三十二年度において制度が改正されても、地方交付税の計算においては、別に今までの基準財政収入額が減つて参るということにもなりませぬ。そうすると、普通交付税で財源を補てんするといふ行き方は不可能でございませう。

そこで、経過的に特別交付税で穴埋めをしていきたい、こゝういふふうに考へてゐるわけにございませう。具体的な方法としては、たとえば、第一課税方式であつても、二割程度の税率の幅があるわけにございませうので、三十二年度の市町村民税の所得税割りの基準財政収入、これを標準税収入におきまして、たとえば、この二倍を超える税収入を第二課税方式の採用によつて前年度において得ておつたといひますと、それを越える部分は、全額特別交付税で見えていく。あるいはまた、一・八倍を超える部分については、五割を特別交付税で見えていくというよりな方式を採用しながら、全体としては、半額程度のものは特別交付税で補てんされる。しかし、非常にきつい課税をしておつた団体については、特に多く補てんをしていくというよりなやり方をしたい、かように考へてゐるわけにございませう。大體三年くらい、順次補てんの幅を縮めていつて、平年度にもつていきたいと、かように考へてゐるわけにございませう。

○大沢雄一君 御説明の趣旨はわかりましたが、減収の問題によつて生じますことは、今お話の通りに、基準財政収入の計算が第一課税方式でとられておるということにあるわけにござい

ます。従いまして、經過的にこの基準財政収入の見方を第一課税方式でやることこれ自体を何らか変更して、そうして減収を緩和するといふような方途は考えられないものか。それから関係の市町村からの陳情では、これは、私は、個人としては決して賛成するものではないが、そういう要望がありますので、これに対する御見解を伺うわけですが、一年程度、実施時期を繰り延べてやつてもらいたい、そういう要望をしているものもありますが、こういう要望に対するお考え、御研究あるいはまた、この特別交付税で今調整をされるというお話で、今のこの状態においては、これはまあ、私はやむを得ない措置ではないかと思うのでありますが、しかし、やはりこれに對しましては、要するに地方団体全体の既得財源じゃないか。その既得財源で、法の改正によつて生じた穴を埋めるといふことは、要するに、これは眞の財源措置にはなり得ないじゃないかという不服が関係者の方にあるわけでありまして、こういう点に對しまして、どういふ御研究、どういふお考えなのか。要するに、新たな、たとえば、たばこ消費税の増率といふような、そういうことは一応考えたのかどうか、そういうことに触れて、一つお答え願ひたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二課税方式を採用しております市町村といはしましては、今回法定されます率にそのまま準拠した場合に、収入に減収を生ずるわけでございますので、できるなら一年ずらして、三十三年度からそういうことにしてもらいたいと言われるのも、無理からぬところだと私たちが思っております。ただ、そうした場合に、かえつて市町村としては、財政運営に困難を来たすのじやなからうかという考え方を私たちがとしては持つておるわけでありまして、その理由は、今回法定いたします準拠率も、第一課税方式の場合の負担と均衡をとつて考へてゐるわけでありまして、ところが現在、現実には市町村が採用いたしております率は、市町村によつて違ふわけでありまして、第一課税方式の場合の負担の負担よりも、はるかに大きな率をきめてゐることになつてゐるのであります。この第一課税方式の率そのものが形式的には引き上げられまして、現実的には下つてゐるわけでありまして、市町村民税だけをとりまして、五十三年度より三十三年度は、五十七億四千四百万円減つて参りますし、また、三十四年度以降は、八十三億千八百万円減つてくるわけでありまして、第一課税方式そのものについて減税方式がとられておるわけでありまして、そうしますと、かりに三十三年度については何ら措置いたしませんで、三十三年度において、直ちに第一課税方式の場合の負担と似たような率を第二課税方式について法定したとしますと、今の収入が減るよりもつと大きな収入がたつと一挙に減つてしまふわけでありまして、そうしますと、市町村としては、財政運営に非常な困難をなめなければならぬのじやなからうか。それよりも、徐々に減つていつた方が、市町村としては財政運営がやりやすいのじやなからうか、こう考へておるわけでありまして、ことに昭和三十三年度におきましては、幸いにして、一般の地方税の収入につきましても、相当な

増を期待できますし、地方交付税につきましても、相当な増が期待されておるわけでございますから、基準財政需要額そのものも大幅に引き上げられるわけでありまして、言いかえれば、全町村を通じて、相当収入に恵まれる際でありまして、こういう際であれば、市町村民税について若干減る場合であつても、財政運営についてやりくりがつけれやういふじやないだらうか、こういうような考え方を持つておるわけでありまして、そういう意味においては、三十三年度に第一課税方式の場合に比例をとつた準拠率といふものを示しておいた方が無難だらうと、かように考へておるわけでありまして、なお、第二課税方式について、こういうような準拠率をきめる結果、四十九億円の減収が生ずる、これについては、たばこ消費税等で補てんした方がよいじやないかという、こういうお考えでございます。これにつきましても、地方交付税なり地方税なり、全体につきましてもこれだけの減を予定して、なおかつ、千億円内外の増収の得られるような財政計画になつておるのでございまして、四十九億円と見合はせに、直ちにそれに相応したたばこ消費税といふ考へ方をするには及ばないだらうと、こう思つておるわけでありまして、要するに、地方財政全体について穴のあかないようにしていきたい。たばこ消費税で補てんをいたしましたにいたしまして、市町村民税の多い団体に必ずしもたばこ消費税が多くふえていくわけには参らんじやないか、かように考へておるわけでございます。なお、特別交付税で補てんをするといひましても、地方財政全体として、

それだけ財源がふえたことにもならないことはもちろんでございまして。しかしながら、幸いにして地方交付税がかなり増額されるものでございまして、特別交付税そのものの金額におきましても、三十三年度においては、前年度よりも二十億円程度の増額が行われるわけでございます。従いまして、この部分をそっくり市町村民税の方に持つて参りまして、他の団体に対しては、それほど大きな迷惑をかけることにはならないのじやなからうか、こういうふうに思つてゐるわけでございます。

もともと、市町村におきまして、たばこ消費税増率の希望も非常に強いわけでございますので、さらに、市町村民税の一般的な減収が具体化します三十三年度の場合に、地方税収入がどう伸びるかといふこととあわせて検討されなければならぬ問題だらうといふふうに心得ておるわけでございます。

○大沢雄一君 私は、大体この問題につきましても、納税者の負担の公平を期するために、やむを得ない措置であるとして是認をするものでございまして、大体自治庁当局のお考えをいたしましては、自然増収が相当ある際であるから、一方自然増収によつて、この歳入の穴は相当に埋まるであらう。もしそれでも及ばぬところには、特別交付税で考へるというよりな考へ方に何つておるわけでございます。ただ、私の憂へますところは、こういう課税方式を今までとつておりますところからは、それらの関係団体の訴えによりまするといふと、当局のいふごとくに自然増収も非常でないところである。非常に少いところであるといふことを非常に訴えてきておるわけでありまして、私具体的に各市町村について調べたわけではありませんが、一般的な問題といたしましては、やむを得ない措置として認めるものでございまして、どうか一つ、そういう強い声があるといふことを十分当局としては頭に置かれまして、一つ精密に、懇切に、特別交付税の配分その他を十分念を入れてやつてくれますように要望いたしまして、この問題は、私はこれで打ち切りたいと思ひます。

○加瀬亮君 今の問題に關連いたしまして、大沢委員から御指摘があつたのですけれどもね。税の自然増収分というものを、だいたいいろいろな対象に見込んでおるようすけれども、第二、第三課税方式をとつておつた市町村で、税の自然増分というものをどう見込めるかという問題があると思ひます。で、税務部長が最初に御説明なさいました中に、基準財政需要額と基準財政収入額の算定の上で、第二、第三課税方式で、第一方式よりよい取分といふものは見込んでないのだから、たぶん減収といふことにはならないのだ、それはその通りだと思ひ、形式的には、しかし、基準財政需要額といふものが、市町村の計算した通りに基準財政需要額といふものを認定していただいておるなら、今のよりなことが言えるのですね。しかし、第二、第三課税方式をとつても、基準財政需要額といふものにはまだまだ足りないといふのが現況ではなかつたか。そうすると、現実的に歳入歳出の予算面では、これは四十九億といふものはやっぱり歳入の穴として生じてくるということになるのです。計画の上では、部

長のいう通りであるけれども、實際上行政を執行する面からいえば、やっぱ第二、第三課税方式で現在取っておったのと、新しい方式で取るものの差額というものは、やはり不足として生じてくるのです。これを自然増といふものだけでは、税の自然増分だけでまかなうといったって、これはできない相談です。自然増分の幅がないのですから、やっぱりほんとうの意味で、前々からよく自治庁も御指摘になつておるように、市町村において最低行政水準を維持せよというならば、今までの財政計画に無理があつたのですから、市町村にとつては、特に第二、第三課税方式をとつて市町村にとつては、今までの市町村の財政の計画に無理があつたのですから、それを何か緩和してやるという方法をとらなければ、住民税を引き下げるということはけつこうです。もつと引き下げてもらわなければならぬと思ふ。しかし、それに見合うところの財源というものを新しく付与してやるという方法をやはり具体的に考えていたかなければ、やはりこの問題は解決つかないのじゃないか。特別交付税で考へてやると、こう言う。しかし、特別交付税といふものは、従前やはり特別交付税といふものでもつて、それだけ使途がきまつて使われておつた。今、特別交付税といふものをいろいろ団体だけの穴埋めの財源として使うといふならば、今までの、特別交付税を財源として一応期待を持っておつた団体といふものは、今まで通り特別交付税の恩恵に浴し得ないという結果も生ずるわけなんです。そういう点と

やっぱ第二、第三課税方式をとつておる地方団体にとつての補足財源の補てんといふのは、まだ十二分な点というまでにはいつておらないんじゃないかという心配がやはり残る。こういう点、どうでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど私が、地方交付税を計算する場合に、第二課税方式で従来増徴しておつたその分は、基準財政収入額の計算には入っていないから部分だから、今度、法定された率に準換する率を使つて減収が生ずる。しかし、そのことは、地方交付税の計算上現われてこないのだと、こう申し上げましたのは、だから気の毒だと、こういう意味で申し上げていくわけでありまして、そこで、その気の毒なものは、特別交付税で補てんしたと考へておるわけでありまして、加瀬さんのおつしやつておるものは、そういう団体には、だから別な税源を与えなければならぬのじゃないかといふ御立論のように伺つたわけでありまして、私たちの考へでは、第二課税方式で、非常に無理な税率を使わなければならぬような市町村に、果して独立税源を与え得るものがあるだろうかといふことになつて参りますと、非常に疑問であるのでありまして、そういう団体こそ、地方交付税制度で救済していかなきやならぬのじゃないか、かように考へておるわけでありまして、そうしますと、今回、地方交付税全体におきまして、三百二十、三十億円の前年度よりも増額があるわけでございますので、基準財政需要額そのものを大幅に引き上げていくことができる。そうしますと、自然増収がありませんでも、基準財政需要額から基準財政収入額を差

し引きました交付基準額といふものが、前年度よりもずつと多くなつてくるわけでございますので、こういう面でも救済されていくことになるんじゃないか、か、こゝろふに思つておるわけでありまして、これで救済されるほかに、なおかつ、従来からいへば、含み資産がなくなつてくるわけだから、この含み資産の減少分について、経過的にさらに加えて、特別な配慮をいたしたいと考へて、特別な配分を申し上げておるわけでございます。一応は、地方税の自然増収と地方交付税の増額、この財源を基礎にいたしまして、基準財政需要額そのものを大幅に引き上げることが出来る。その結果は、自然増収の少い団体におきましては、地方交付税がかなり前年度よりも多くなるんじゃないか、これが一つでございます。そのほかに、第二課税方式による従来の増徴分といふものが一種の含み資産なんだから、これの減を別個にさらにこれらの団体について交付していきたい、さういふに、まあ二段がまえて考慮しておるわけでありまして、

○加瀬完君 基準財政需要額が、一応単位が上りますからふくらんでくる。これはその通りだと思ひます。しかし、若干単位を改正して、基準財政需要額を各団体ごとに上げてみたところ、それは、今までもうにもやりくりのつかなくなつた一部が若干緩和されるというだけで、特に第二、第三課税方式などをつとめて、無理な財政計画を進めておる団体の今までの問題が全部解消できるということにならないじゃないか。それは、自治庁が初め考へたような、地方交付税の率といふものが上つて、額がふえるということな

らば、一応の使途は違ひますけれども、三%上げたいといふものを一%しか上らないといふことであつては、これは、はるかに割引された需要額のふくらみといふことになつて、まだまだ問題の解決はあとに残ると、こゝろ思ふのです。ですから、やはりそういう団体には、もつと、四十九億なら四十九億といふもの、現実的な不足分といふものを考へてやらなければならぬのじゃないか。この考へ方が、この交付税でまかなうのは当然だ。私はその通りだと思ひます。交付税でまかなつてもらいたい。そこで、先ほどの御説明では、あたかもそういう団体にも、一部税の大幅な自然増があるような御説明でありましたけれども、それを期待するのは無理じゃないか。どうしても交付税のようないかなるものじゃないか。まかなう方法がないのじゃないか。ところが、交付税でまかなうとしても、特別交付税といふものでまかなうといふのは、これは相当無理があるのじゃないか。だから、交付税そのものでまかなうといふことになれば、交付税そのものの額といふものは、これをまかなうにについてはまだ少な過ぎるのじゃないか。結局四十九億円の大部分は、やはりどうにもならないで、未解決のまま残されてしまふのじゃないか、こゝろいう点を心配しておる。結局交付税なり特別交付税なりで四十九億といふものが、現実的に第二、第三課税方式の地方団体の心配しておるようなことでなくて解決できるのだ、こゝろいうお見通しでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 加瀬さんのおつしやつておることはよくわかりました。要するに、第二課税方式で無理な増徴をやつておる団体について、十分潤つた財源が行くについて、なお地方交付税その他について十分なところがあるのじゃないか、こゝろ御趣旨のうちに何つたわけでありまして、もちろん、これで十分であるか十分でないかにつきましては、議論のあるところだと思ひます。ただ、私の特に申し添へたいことは、従来の地方財政計画において、収入支出を見積つていきます見方について、第二課税方式採用による無理な増徴分を収入に加えてバランスを合せておつた点が、五十億程度減額された。そのことによつて、ほんとうに使える収入がほんとうに必要な支出に与えられる合理的な地方財政計画へ一歩前進したといふことは言えると思ふのです。従来、第二課税方式によつて相当な増徴を得ておるであらう。それも必要な支出をまかなうための財源として、地方財政計画の収入に合せておつたわけでありまして、これを五十億程度減額いたしました。減額いたしました、なおかつ、従来作成しておりました地方財政計画がバランスの合つた姿になつてきておるわけでございますので、無理なつじつまの合せ方が、五十億程度合理的な姿になつてきておると、こゝろいうことは言えると思ふのであります。ただ、さういふような姿になつて、各団体についての基準財政需要額が引き上げられておるが、この基準財政需要額は、なお現実の町村の財政実態から見れば、少な過ぎるのじゃないか、こゝろ御議論、これはよくわかるわけでありまして、これは、見方によりまして、いろいろな見方ができるだらうといふふうに思つておるわけでございます。

○加瀬亮君 今まで、第二、第三課税方式をとって、地方団体が、ある程度無理のない財政の運営をして、おつたということでは、五十億程度がかへつて合理的になったという部長さんのおっしゃる御意見も、その通り賛成できると思います。しかし、今までの第二、第三課税方式をとって、おつた団体は、第二、第三課税方式をとりたくてとって、おつたのじゃないかと思ふ。とらざるを得なくてとって、おつたと思ふのです。それには、基準財政需要額の見積りそのものにも無理があるだらうし、あるいは当然基準財政収入額としてもらいたい交付税その他にも、希望のような結果が得られなかったということにもあらうかと思ふのです。この基準財政需要額の立て方の無理、あるいは収入額の立て方の無理といひますが、収入額で取得できる総額がいつもマイナスされてきてしまつて、バランスがとれなかつたという条件ですが、こういう条件は、このたびの財政計画によつても、やはり大部分といふものはまだ未解決のまま残つておると思ふのです。そうなつて参りますと、地方団体の言うように、やはり四十九億あるいは五十億という、この地方団体側から見れば、現在の第二、第三の課税方式から低くなる、この不足といふものを何かの形で補つてもらわなければという声も、これはそういう点ではやはり当然だと思ふのです。そこで、これは、今度の税制改正の基本的な問題にもなるかと思ひますが、第二、第三課税方式のようなものをやはり減税という大きな方針で低めていくというなら、低めても、やつぱ

り現状通り運営ができるという別の財源を考へてやるということではない。それは特別交付税でやるということではないに、はつきり別の財源で考へてやる、あるいはその税制の上で別の財源といふものが考へられなかつたならば、交付税でもいいんですから、こういう団体といふものにまた別の補正係数を設けるとか、具体的な数字でやはり安心させるとかいう措置がとられなければ、私は、今度の税制改正といふ一つの成功をみたとしても、ここだけは谷間になつて残るといふ感じが感ぜられる、この点いかがでしょうか。くどいようですけれども、もう一回言いますが、自然増といふものが全然期待できないような対象団体ですね。ですから、無理やりに第二、第三課税方式といふものをとつて、非常にその過酷な徴税をして、これを改めるといふのは、けつてこうでなければ、過酷な徴税になつておつたか、かり財源といふものがなければ、現実に収入の不足といふものを来たすわけです。収入不足を来たせば、これは行政の規模といふものを縮小するか、あるいは別な形で、ほかの方でやはりその不足分といふものを増収するといふ形をとらざるを得ないのじゃないか。それは、他の面がいろいろあるんばいされておる割には、こういう対象団体といふものに、今度の税制の改正といふものは考慮といふものが行き届いておらないといふことにはならぬいか、こういう点を伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 四十九億円の減収といふものが、特に限られた財源貧弱団体における減収でありますから、四十九億円の数字が大き

い上に、限られた団体の問題でありまして、私たちが思つておるわけでは、加瀬さんの御心配いただきま

す点、まことに私も私ももつともだと思つておるのでございます。ただし、しなから、町村であれば、どの町村もみんな同じだといえないわけではございまして、第二課税方式をとつておりました団体は七十パーセントござい

ます。逆に言えば、第一課税方式をとつておる団体も二割内外はあるわけではござい

ます。と同時に、また、七十パーセントの第二課税方式採用の団体の中には、第一課税方式と大體似たり寄つたりな負担を考へておるところもあれば、三倍、四倍の負担を考へておるところもあるわけではござい

ます。もしどの町村も同じようなやり方をしておるといふならば、そのまゝ、一方で下げるかわりには、他方で全体的に補てんされる制度ということにもなるらうかと思ふのでありますけれども、たまたま、非常に事態が違つておるわけではござい

ますので、それも参らんじやないかといふふうに思つております。しかも、かりに何かの補てん措置をやるにいたしましても、一応交付税、これより

ないのじやないか。そういたしますと、結局は基準財政需要額を引き上げていくという問題と、もし第二課税方式で無理な増徴をしておる団体について、財政需要額の測定の仕方が誤

まつておるならば、それを正して、いくという問題とに帰着していくのじやなかろうか、かように考へるわけでありまして、幸いに千億に上る大きな財源の増加のある際でありま

すので、この機会に、過酷な住民負担を軽減する。その結果、市町村の財政運営に相当な支障を与える場合でありま

す。一般に財源はふえる際でありま

すから、非常にいい機会ではなからうか。こういうような考へ方を他面に

は持つておるわけでありまして、一応基準財政需要額の増額によつて補てんされる。あるいはまた、基準財政需要額の算定の内容につきましても、投資的

な経費その他を重視することによつて、従来のもし不均衡があつたとするならば、それを正していく、そうや

つても、なおまかなえない部分について、これは特別交付税で経過的に見ていくと、かように考へておるわけであり

ます。やはり激変緩和といふ意味で、特別交付税制度を用いただけのことでありまして、財源補てんとして

は、あくまでも一般的に基準財政需要額を引き上げていくのだと考へるであ

らうと思つておるのであります。御指摘になりました、従来からの弱小団体、やはりたくて増徴しておるわけじやござい

ませんので、それらの点についての財政需要額の測定につきま

しては、一そう注意をしていかなければならぬと思ひますし、その点につきま

しては、財政部ともよく連絡をとつて参りたいと思つております。

○委員(本多市郎君) 加瀬さんのに

関連いたしまして、ちよつと質問いたしますが、結局その第二方式といふものがその通りにお行いになることによつて減収をする、減収をしたのはどうするかのところが、結局いろいろ自然増収もあるだらうけれども、とにかく住まつておる場所によつて負担が二倍も三倍も違うという不自然をなくする

ためにやることですから、幸い自然増収もあるときだから、何とかやりくりがつくだらう。つかないところは、その市町村の財政規模を縮小してもやむを得ない。そういう考へにはつきり立つておるものではないですか。そして、それはまた、大きな負担不公平を是正するためには、過渡的なそういうものもやむを得ないといふふうに私は認識しておる。

それから、もう一点聞きたいのは、特別交付税でこれを緩和すると言われるけれども、特別交付税といふものは、予算を実施してから一年間、最初に予測しなかつた特別の事情が生じた場合、それに対応して交付するといふ性質のものであつて、法律案を出すときにはつきり予測のできることを、そこを思い切つて断行するのだという信念なくして、特殊事情であるから、特別交付金で補てんしてやるのだと、ここに、さいぜんの話によると、その減収率の一定割合以上のものについては、そつくり補てんしてやるような話もありました。特別交付税といふものは、そういうふうに使ふべき性質のものではないと、ここに法案提出の際にはつきり予定しておる事柄について使うといふことは、特別交付税の性質に反しやしないか。しかるに、実際問題として、部長の言われる通りに、そういうことで、できるだけの考慮は加えられるべきものだと思いますが、今申し上げた、この際一応負担不均衡のために踏み切るのだと、そしてその経過的措置はこの範囲でやる、この範囲で、なおこまかいところは、過渡的には一年なり二年なり、市町村の財政規模の縮小もやむを得ない、がまんしてもらふといふ根本的な考へはあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点は、過酷な住民負担を抑制する、その結果財源の不足する面については、場合によつては財政規模の縮小もやむを得ないのじやないかと考えておるのじやないかという、これが一点。これは、私も同じように考えておるのであります。説明がかなり不徹底であつたかと思ひますが、しかしながら、その場合におきましても、幸いにして財源がふえることによつて、無理な財政規模の抑制にはならないようにできるのではないかと、こう思つておるわけでありませう。そういう意味において、特別交付税といふものを激変緩和といふ意味において使いたい、こう申し上げておるわけでございます。財源補てんのために使うのだという意味で申し上げておるわけじやないのございまして、財政運営の激変を緩和する、こういう意味合いにおいて特別交付税制度を運用したいのでございます。

第二点において、特別交付税制度の運用の問題であります。どちらかといひますと、従来基準財政収入額の面においては、そういう団体について實際よりも少く見ておつた。で、今度は實際通り見ていくと、こういうことになつてしまふだらうと思ふのであります。そうしますと、逆に基準財政需要額にプラスしなければならぬじやないかという問題も起るかもしれないのじやないか、そういう一面の結果、必要な財源が補てんされない。その意味において、経過的に特別交付税制度を運用したいというわけでございます。で、特別交付税制度運用の本旨には反しないのではないかと、こう思つておるわけでありませう。また、おつしやいま

したように、なるだけ早い機会に、こういう程度において補てんをしたいという算式を地方に示さなければならぬだらうというふうな思つておるわけでございます。大体、かりに三十二年度において二十数億円の面に向けられるといひますならば、三十三年度はその二分の一、また、三十四年度はさらにその二分の一というふうなことで、漸次減少していきたい。そうして、まあ三年間ぐらひは経過的にそういう団体の救済を行へば、あとは、おつしやいましたように、もし過酷な住民税の増徴がでない、その結果は財政規模の縮小だ、それもやむを得ない、こう思つておるわけでございます。直ちに財政縮小に迫らば行き方につきましても、私もとしてみとるべきでない、かように考えておるわけでございます。

○委員長(本多市郎君) もう一点伺ひますが、大体、日本の地方公共団体は、今の平衡交付金制度のもと、それに基く行政を自分の自主的財源と合してやつていくという建前になつてゐるのだから、だからして、それ以上、つまりこの基準財政収入額に算定されてゐない収入といふものは、それにむしろプラスしておるわけでは、その市の町村よりも二倍も三倍もよいにまゝ取つてゐると、その取つた分が、いろいろ事情はあるでしょう。しかし、それは、その交付金制度できめてゐる政府のところに予定してゐる、予想してゐるもの以上のものを取つて、そして、以上のものは自主的に使われてゐるわけですね。その団体に対して、無理してよいに取つてゐた所には交付税をよいにやろう、あるいは

は特別交付税でよいに見てやろうといふようなことは、少しそこに矛盾があるような氣もするのです。ですから、今、非常に困難な団体をあなたが対象にして説明されておるから、そういうことになつていくのだらうと思ひますけれども、どうも高い税金を無理して取つてゐた所ほど、今度は特別交付金がよいにもらえるのだというやうな点が、ちよつと不合理に感じますが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二課税方式で、かなり無理な増徴をしてゐる団体がございます。この点につきましても、従来地方財政計画を策定いたしましたに當りまして、蔵入面において、無理な増徴分を財源として見込んでおつたわけでありませう。この辺にも私は一つの無理があつたのじやないだらうかといふふうに思つております。無理な財源を見てゐる。しかしながら、實際問題として、基準財政収入額にはそれを加へようがない。従ひまして、各団体について、ある規模の行政水準を想定いたしましたも、そこまで基準財政需要額を引き上げることができなかったわけでございます。そういう事情もあるわけでございます。少くとも無理な課税をしておつた、無理な課税を直ちにやめて、その結果、団体の財政運営に激変を來たして、混乱が起きてくる。これは、政府としても、できる限り混乱を避けるやうな運用をしなければならぬのじやないだらうか。こういう意味で、もし第一方式の場合の二倍、三倍に上るやうな増徴をやつておつたといひますならば、なるだけ住民負担の均衡を早い機会に得られ得るやうにいたしますため

には、二倍以上の分を全額特別交付税で補てんするとか、あるいは一割八分以上の部分については、他の場合よりも若干多く補てんするとかいふやり方をしなければならぬのじやないだらうか、こう思つておるわけでありませう。もちろんこれは、恒久的にするわけじやございませんので、激変緩和でありますから、救済する程度といふのはだんだん下げていくわけでありませう。三年ぐらひで、そういう意味でやつていきたい。そういう事情でありませうので、従来非常に無理なことをやつておつた、その場合の財政規模は、無理なことをやめるかわりに、これを一挙に引き下げるといふことは、これもたしかにむずかしい問題だと思ひます。で、そういう団体につきましても、住民負担の均衡化をなすため早い機会に得られるやうに、財政負担の平常化といひませうか、今やつてゐることがそのまゝ将来もやつていくのかもしれません。が、基準財政の引き上げによつてやつていくことが一番われわれとしても望ましいのでありますが、やつていく場合にも、やつていく場合にも、平常化への移りかわりを円滑にするために、特別交付税の補てんの程度を高めるといふこともやむを得ないのじやないかと思ひます。ほんとうにいいとは思つておられますが、やむを得ないのじやないか、こういう考え方になつてゐるわけでありませう。

○委員長(本多市郎君) もう一回、ただいまの交付税の増額によつて一般財源を充実して、そしてこの問題に無理が起らないやうにすることは、これはけつこうなことです。しかし、今

の地方団体は、これは、交付税制度のもと、算定された交付税、それによつて、自主的運営は自己財源とその他の金とでやらなければならぬことになつてゐる。従つて、その中に、自治団体なら自治団体の自主的意見によつて第一方式によるか、第二方式、第三方式をとつて、三倍、四倍取るかといふことは、全く自主的にやつたもので、その自主的にやつておつたことが、非常に思ひ切つて、四倍も取つてゐたといふ場合には、一年か二年か知らないけれども、その二倍以上の分、第一方式の二倍に當るものを政府が見るといふやうなことは、これは、よい取つたものにはよいやうなやうなことになるのであつて、どうもそこに、公平の觀念を欠くやうであるし、交付税にしても、そういうことにも使われるとすれば、何か別に法律がなければ、交付税の趣旨に反するやうな氣がしますが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税法の第十五条の特別交付税の額の算定についての規定におきまして、「基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること」といふ言葉がございませう。今の場合は、これと全く逆な場合だと思つてゐるのであります。また、あとに、「基準財政収入額の算定方法の同一性のため生ずる」(「基準財政収入額の算定過少」)これもまた、こういう種類の規定もあるわけでございます。要するに、画一的にやつていきますために、従来の財政運営から見ました場合に、非常に激変、差が激しいわけでありませう。従来やつておつたことは、それじや全く自主的にやつておつたのか、こういう問

題になつてきますと、地方財政計画の上で、かなり無理な市町村民税につきましての増徴分を見込んでおつて、その点もわれわれとしては考慮しなければならぬのじゃないか、こう思つてゐるわけでありませう。おつしやる点、よくわれわれもわかるわけでございますが、経過的には、地方交付税法の第十五条の規定を、今私が読み上げました点をそれらの市町村について考え、同時にまた、従来の地方財政計画の策定の経緯というものを考慮いたして参りますと、ただいままでに申し上げて参りました運用の仕方をするのが、必ずしも地方交付税の考え方に違反するものであるとは言えないのじゃないか、こう思つてゐるわけでありませう。しかしながら、なお、どのような形において市町村の財政運営の激変を緩和すべきかということにつきましては、慎重に考慮をして参りたいと思つておられます。

○鈴木壽君 今のお話、委員長の御質問やら、あなたのお話から、いろいろな問題を考えなければならぬ段階にきておるのじゃないかと思ひますが、一つ、第二課税方式等によつて、他の団体と著しく比べて多い税の取り方をしておる。しかし、それは市町村独自のやり方であり、その多く取つた税金で独自の仕事をしておるのだ。独自の仕事というものは、ほかの団体と比べてみました場合には、ほかの団体のいわゆる行政水準を上回るような仕事をしておるかどうかということですね。問題はやはりここにもあるのじゃないかと思ふのです。第一課税方式等、他の団体のとつておる課税方式をとつて

は、そういう他の団体と比べてみて、その水準に達しないために、やむを得ずそういう方法をとつてゐるのじゃないかと、それが実情じゃないかというふうに私は考へるわけですが、従つて、独自の、勝手な取り方をして、勝手な仕事をしておる。行政水準にプラスをしておるといふような実態では私はないと思ひます。そこら辺に當つて、これはやはり、問題は一つ考へていかなければならぬのじゃないかというところも私今考へます。その点が一つ。それから、私の見るところでは、私、全部の団体について承知しておりませんが、少くとも私も従来見て参りました地方の、いわゆる税を多く取らなければならぬ貧弱町村におきましては、そういう姿であり、それなしには、いわゆる最低の、あるいは他と比べての行政水準を維持できないということ。だから、関連して私は財政需要額の問題にもなりますと同時に、根本的には、現在のこの課税方式の——詳しく言えば五つももある、これにも私は関連してゐると思ふのです。そういうふうな税の取り方をしなければならぬ建前にあるというふうな課税方式、それから、従つてそれに対する地方の財政計画の立て方、こういうところに私は問題が生じてくるのじゃないかと思ひますが、二つの問題ですが、先の問題から、実情はどうかということから一つお話をいたしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点は、無理な課税をしてゐる団体の財政需要額そのものが、そのまゝは認めるものであるかどうかという点であります。どちらかという、市町村と

して、財源さえあればやりたい、あるいはやらなければならない仕事が多いのだらうと思ひます。従いまして、やつてゐる仕事そのものが要らない仕事だという見方は、私たちがあまりいたしたくないのであります。ただ問題は、見合ひになる財源の問題でございますが、財源の問題につきましましては、第二課税方式をとれば、また、市町村の実態からいいますと、第一課税方式は、村の人の中での数人しか所得割負担をしないということもございまして、自然第二課税方式をとるようになりますと思ひます。第二課税方式をとつた場合には、法律の上には、最高七・五％という率しか書いてないのをごさいます。市町村で定めておるその条例が、村民全体に非常に過酷な税負担を強要されてゐるのだという認識がそれほど強くなつたということもあるのじゃないか、こう思つておられます。私たち、条例準則というものを示しておりました、その条例準則では、大体第一課税方式の場合と似たりよつたりの負担になるような率を示しております。ところが、これは通達で示しておりますから、市町村会が条例をきめるときに、議員さんたちもあまりよく存じないわけでありませう。法律になつて参りますと、これは非常にみんなに熟知されるわけでありまして、自然また議会でも、二倍、三倍になるような率をさう簡単には議決できない。自然激変が生ずるということ、理事者当局に非常に騒がれておる実態でございます。両面相待つて是正されていくのじゃないかと思ひます。もとより、財源がなければやめる財政需要というものもかなりあるかと思ひます

が、どちらかといいますと、財源と見合つて財政需要を考へてゐるのが市町村の実態でありますから、よけいな仕事をやつてゐるというように一がいにか考へてかかることについては、私たち多少勇気を要すると思つております。

第二点の、課税方式の問題でございますが、おつしやいます通りに、課税方式にいろいろございまして、第一課税方式の場合には標準税率を示し、しかも、それをこえて課税する場合にも、一・二倍以上の税率はきめられない。ところが、第二課税方式や第三課税方式の場合には、最高の税率をきめておるだけであつて、あとは野放しにして、その結果、大きな負担の差が出てきたと思ひます。そういう意味において、もしこれらの方式をそのまま残していきまふ場合には、どの程度の率を用ひれば、大体同じような負担になるのかというふうな点でも、法律の上で示す必要があるのではないかと思ひのであります。そういう意味では、今回の改正が、五通りの方式を残しながらも、負担の均衡を維持していくという役割ができるのではないかと思ひます。ただ、どちらかといいますと、第二課税方式において、市町村で任意な課税の仕方を認めておきながら、所得の段階について法定をする。準拠すべき率について法定をする。市町村のやりたいことにつきまして、かなり大きな制約を加へるわけでありませうから、第二課税方式を認めていくといふ大きな考へ方からいくと、それに対してはかなりの制限を加へまして、ある意味においては、矛盾した改正だともいへます。しかしながら、市町村間の負担の均衡、あるいは現状から見た場

合には、これもやむを得ない、こう思つております。もし将来統一という問題が起つてくるならば、第二課税方式に統一することになるのではないのか。今回率を法定したということによつて、もし将来それを希望した場合にはやりやすくなるのではないか、こういう考へ方を持つております。

○鈴木壽君 前の問題ですが、私申し上げたいこと、それをお聞きしたいことは、ほかの団体と比べてたくさん、何倍もの税金を取つてゐる。それがいたずらに財政規模をふくらませる仕事を多くやり、ほかと比べてもつと要らない、要らないという言葉は変ですが、そういうことまでしておる実態とは私は考へないのです。やはりどうしてもそれをしなければならぬ要請からして、そういうふうなやむを得ないところに追い込んでおるのだ、私はこういふふうに考へておるわけなのであります。これは、委員長さんのお言葉の一部分を捉へて言うようでは恐縮ですが、おそらく委員長も、そういうふうな御趣旨ではないと思ひますけれども、何かよけい取つて、仕事をたくさんやつて、あとから、今回の措置において穴があいたから、それによつてあいた穴を補つてゐる。交付税等によつてやることはうまくないのでないかというふうなお言葉もありましたものでありますから、ちょっと私、そういうふうなことから確かめておきたい、こういうふうな私考へたわけでは、やはり私は、今の直接の問題ではございませぬけれども、これは、きわめて近い将来に一つのものにするということは、これはかえつて地方の実

合には、これもやむを得ない、こう思つております。もし将来統一という問題が起つてくるならば、第二課税方式に統一することになるのではないのか。今回率を法定したということによつて、もし将来それを希望した場合にはやりやすくなるのではないか、こういう考へ方を持つております。

情に沿わないというようなことに
もなるかと思いますが、整理する必
要があるのではないかと、もつと住
民の負担が他と比べて著しいアンバ
ランスを生じないような形におい
て税を負担していく、こういう形を
私はとらねなければならぬのではない
か。そうしてまた、実際第一、第二、
第三、あるいはただし書き等の、それ
の今実際に行われておられますところ
のものをみると、大体固まつてきてい
る。第二が最大七七・八％、それから
第一が十数パーセントというように、
大体固まつてきているのではないかと
ここに、現在の市町村のいわゆる財政
の実態が出てきているんじゃないかと
思うわけなんです。これをさらに
合理的にやることによって、合理的に
整理することによって、不足の財源は
何かの別の形において考えなきゃいけ
ない、こういうふうな段階に私は来て
いるんじゃないかと思うわけなんです
から、そういう点も、できれば一つあ
らためてお考えを、現在持つておられ
るそういうところを一つお聞かせ願ひ
たいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 課税方式を
統一するという考え方は、従来からい
ろいろ論議のあった問題であります。団
体の数から言いますと、御指摘にな
りましたように、八割近いものが第二
課税方式をとっております。国税で所
得税を課した、その所得税額の何割ぐ
らいがそのまま市町村民税の課税標準
に使われているかといふと、七割
ぐらいいなるわけでありまして、あと
の三割分ぐらいいがそのまま課税標準にな
りませんで、課税総所得金額等が課税
標準になってくるわけでありまして。言

いかえれば、大都市におきましては、
全く所得税に右へならえをして課税を
していくのでありますから、団体数と
しては少いけれども、税額としてはか
なり大きなものになっているわけでご
ざいます。国の所得税について、将来ど
ういう考え方をされていくかというこ
とが、課税方式を統一する上からい
くという一つの分れ目になるんじゃない
かと考えますが、経済政策あるいは社
会政策というものを大幅に所得税にと
り入れていくような傾向が将来さらに
強化されていくとした場合には、今の
ただし書きと本文と、両方を残した、
第二課税方式の統一ということになる
んじゃないかと思ひます。もし所得税
について、あまり国自体の政策を露骨
に入れていかないならば、今のまま
に、課税方式をそのままに残しておい
ても何も差しつかえないんじゃないか、
こういうふうな思ひでおるわけであ
ります。要するに、所得税について、今
後どのような方法がとられるかとい
うことが、課税方式統一論を決定する基
礎になるんじゃないか、こう思ひ
ておるわけでありまして。

○鈴木壽君 関連でございまして、
これでやめておきます。

○加瀬完君 大臣に伺ひますが、たび
たび例にとり上げて恐縮ですが、結局
財政計画なり、あるいは地方税の改正
に当つても、私は同様だと思ひます
が、行政最低水準をある程度割るよう
な団体もあるわけで、努めて行政の最低
水準だけは確保したい。それから、財
源的に非常にへんばを生じているの
で、行政に格差を生じてきた。それ
で、この各団体間の行政の格差は縮め
たい。従つて、こういう配慮のもとに

財源を作つていくという考え方が、今
度の地方税の改正の中にも基本線とし
てあると私は解釈しておるんですが、
そのように考えてよろしゅうございま
すか。

○国務大臣(田中伊三三君) その通り
でございます。

○加瀬完君 従ひますと、今まで問題
になりました第二、第三方式の団体は、
やはり財源的に相当無理があつた、こ
れを修正してやらなきゃならない、こ
ういうお考えも当然含まれておると考
えてよろしゅうございまして。

○国務大臣(田中伊三三君) はい。

○加瀬完君 奥野部長に伺ひます。
が、先ほど委員長も御指摘になりました
ように、基準財政需要額を引き上げ
ていくのだ、あるいはまた、基準財政
需要額は正していくのだ、この点
は、激変緩和といふことはわかりまし
けれども、どうしても基準財政需要額
を引き上げていくといふことよりは、
是正していくという傾向が強くなつて
くるんじゃないかと思ひますが、第
二、第三課税方式の団体に対しては、
は、そうなりますと、行政規模がさら
に縮小されるという形になりまして、
行政水準の格差といふものはさらに新
しく生じてくる、こういう心配もな
いわけではないと思ひます。どうして
も基準財政需要額を引き上げるのだと
いうことであるならば、これは、普通
交付税の単位費用といふものを引き上
げる、改訂をするという形を踏むべき
じゃないか。そうでなく、特別交付
税だけでこのアンバランスを埋めてい
こうといふことに無理があるのじゃな
いか。今度の交付税の単位費用の改訂
といふものの中には、こういう貧困団

体にまで基準財政需要額が相当引き上
げになつたといふほどの改訂というも
のは、私は織り込めなかつたと思ひ
ます。それは、あなた方がお見込みにな
りました地方交付税の引き上げ、あるいは
他の財源として考えました地方債の処
理の財源、あるいはただし書き等の問
題、こういうものがからんできて、全
部ある程度自治庁の見込額が通るなら
ば、今のようないふことも可能でされど
も、非常に制限をされておりますか
ら、どうしても地方の望むような結果
が交付税だけによつては——交付税の
配付額が上昇するといふことだけに
よつてはまかない切れないという、私
は今までの欠陥がそのままでもし
残ると思ひます。それが、具体的にい
うならば、四十九億をどうするのだとい
う地方の声になつて現われてきておるの
じゃないかと思ひます。この点は、今
度またあらためてお伺ひしたいと思ひ
ますので、今まで御説明になつた点を
具体的に、四十九億といふものが地方
の心配するようないふことにはならない
のだ、その方法はこうするのだ、こうい
う具体策をこの次の委員会に一つは
きりとお示しいただきたいと思ひま
す。一応質問をその点で留保します。

○委員長(本多市郎君) 他に御質疑あ
りませんか。

○中田吉雄君 このいただいた資料を
ちよつと見たのですが、ないやうです
けれども、府県税と市町村税を直接税
と間接税に分類して、その比率は出せ
ませんか。出ていますか。私ちよつと見
たのですが……、厳密には分けられる
ものもあると思ひます。ありますれば
指摘していただきたし、なければ、
府県税と市町村税を直接税、間接税に

分けて、その比率ですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県税と市
町村税に分けてないやうですから、分
けた数字を作成いたします。

○中田吉雄君 やはり私は、シャッ
税制をもう一ぺん反省してみるとき
じゃないかといふような点で、やはり
間接税と直接税、国税と地方税とは比
率が違つておりますが、そういう角度
から取り上げたいと思ひますので、一
つこれを知らしていただきたし。

それから自動車関係の税金ですね。
伊能さんもさきだいい質問されたの
ですが、こういう資料はできますか。
道路費と財源の関係ですね。それは、
国道、県道、市町村道といふふうに分
けて、年次別にそれぞれの予算、そし
て、この軽油引取税並びに地方道路譲
与税等が創設されてから、実際はもと
よりよくなつていつておるかという具
体的な経済効果ですね。実際これが、
軽油引取税、地方道路譲与税とがプラ
スになつて、これまでの既定の道路整
備費によくなつていつておるかとい
うことを、一つ、国と地方、県と市町村
に分けて。それから、実際道路とい
うものは、県道と国道とを、現状を維持
するのには、一体どれくらいの経費が要
るものか、そういう計算はできるで
しょうか。やはり自動車業者が、毎年
油の税金が高くなつてしうがない、
しかも、それで道路がよくなつて、は
ね返つてくるのならいいのだが、そ
うでないという杞憂があるわけですね。
だから、それらにこたえるためには、具
体的な数字で一つやつてもらいたい
と思ひますが、そういうものはできま
すか。地方財政計画では、なかなかそ
れがはつきりわからないのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 今、私たちが手元に持っておりますのは、事業費総額が幾らであり、直轄の分と、国庫負担の対象になるものと単独のもの、こう分離いたしました数字は持つております。これ以上にさらにこまかく、国道分にプラス県道分幾らということになって参りますと、ちょっと調べがつかないのじゃないかというふうに思っております。なお、今のものをそのまま維持修繕していくだけで幾らかとおっしゃいますと、あるいは改良工事を除いたものが全部現在使っているものだ、そういうことになるのかと思ふのでありますが、自動車の発達の趨勢もあることでありまして、非常にむずかしいのじゃないかと思ひます。ただ、おっしゃっている趣旨を建設省に伝えまして、もし出せるものがありますならば、出してもらうように連絡したいと思ひます。

○中田吉雄君 じゃ一つ、この税の審議のときには、建設省も来ていただきたいと思うのですが、やはりこの税の効果ですね。そういうものを納得させることも必要です、計数的に一つお願いします。

○委員長(本多市郎君) 質疑はさらに続行することといたしまして、本日はこの程度で散会いたします。

午後零時十三分散会